

入管法が変わります Part2



「外国人登録カード」から「在留カード」に変更。ICチップ内蔵で便利になります

入管法変更第2弾です。新しい身分証明証の「在留カード」は、外国籍の方が日本でより良い生活ができるよう改善されたカードです。住民票も作られたり、短期間の出国では再入国許可申請がいらなくなったりと、とても便利になっています。

名まえはパスポートと同じものを書きます。外国籍市民にも住民票が作られます。

4月号でも入管法が変わることについて書きましたが、今月・来月はさらに詳しくみていきます。外国人登録カードは、今年7月9日から「在留カード」に変わります。新しいカードにはICチップが埋め込まれていて、さまざまな情報がカードから読み取れるようになります。

実は入管ですでに外国人登録カードから「在留カード」への切替申請を受け付けています。しかし、あわてて切り替える必要はありません。

定住者、日本人の配偶者、就労などの在留資格の人は、7月以降在留資格の更新・変更の際に、入管が新しいカードを発行することになっています。なお、これまでは在留資格の更新・変更を行うとその都度パスポートにスタンプやシールが貼られましたが、これからはパスポートにスタンプが押されるのは日本に入国したとき、出国するときだけになります。そのほかの在留資格についての情報は、すべて新しい在留カードに記載されることになります。また、在留カードは更新・変更のたびごとに新しいカードが作られます。

永住者の場合は、今年7月から3年間の間に、入管で在留カードへの切替を申請することになります。永住者でも16歳以下の子どもの場合には、これから3年間のうちに16歳になる人は16歳になる前に、カードの切替を行います（定住者、日本人の配偶者等の在留資格で16歳以下の人が、次回更新より前に16歳になる場合、誕生日前に切替をします）。また、永住者は7年毎にカードの更新を行うことになっています。

外国人登録カードと同じで、この在留カードもいつも携帯していなければなりません。同じく7月9日から制度が変わるものとして、再入国許可があります。これまではちょっと一週間母国に里帰りするときも、必ず再入国許可を取らなければならませんでした。しかし、7月9日からは1年以内に（あるいは今持っている在留資格の在留期限が1年以内に来るならそれまでに）日本に戻ってくるなら、再入国許可はとらなくてもよいことになりました。ただし、在留カードは母国に帰るときも必ず携帯していなければなりません。

また、細かいことになりますが、この在留カードには、いわゆる「通名」を入れることはできません。パスポートに書いてあるとおりの名前を、基本はローマ字で（漢字の名前がある場合には漢字も）



書くことになります。ただし、外国人登録に代わって外国人にも住民票が作られることになっており、この住民票には通称名も記載されるということです。なお、在留カードはオーバーステイの人、短期滞在の人には発行されません（ただし、日本政府はたとえオーバーステイでも、医療や教育などのサービスは受けられる、と言っています）。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

解説 行政書士 藤林 美穂

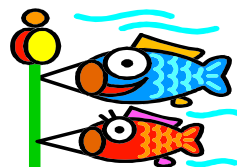
5月19日(土)は 国際フェスティバルの日



場所・ふじみ野市スーパーイオン隣りの東久保中央公園 10時～16時
ご家族皆さんで遊びに来てください。少しの雨でもやっていまいす。

4月から「子ども手当」の名称が「児童手当」に変わりました

2011年度まで支払われていた現金給付制度の名称「子ども手当」が、2012年度から「児童手当」という名前に変わりました。同時に支給額も変更になり、所得制限も設けられるようになりました。新しい児童手当は、次の通りです。



★2012年度以降の児童手当(月額)

3歳未満	3歳～小学生	中学生
		
	第1子と第2子	第3子～
15,000円	10,000円	15,000円
		10,000円
高所得世帯 子ども一人一律 5,000円		

夏休みに「ふじみ野寺子屋」が始まります

ふじみ野市に住んでいる小学校5年生、6年生を対象とした勉強お助け教室「ふじみ野寺子屋」が8月に開かれることになりました。夏休みは体力増強、実力アップのチャンスです。苦手をなくする機会でもあります。宿題の遅れも一気に片づけられるでしょう。

詳しくは、5月に学校を通じて配布される募集要項をご覧ください。

実施日は、8月21日(火)～24日(金)・28日(火)の午前中です。場所は、上福岡公民館、大井中央公民館の2箇所です。学校アドバイザーが指導していただきます。

『譲ります』『譲ってください』コーナーで、ほしいもの探しをしませんか

富士見市の広報で気になるコーナーを見つけました。「暮らしのリユース」という記事で、いらなくなった品物を交換したり、差し上げたり、頂いたりする情報を掲載しています。ヨーロッパでは、何代にもわたって家具や道具を大切に使用しているそうです。買おうと思う前にちょっとこのコーナーを使ってみてはいかがでしょうか。思わぬ「お得！」に恵まれるかもしれません。問い合わせ先は、富士見市環境課 049-251-2711 内 246。ふじみの国際交流センターでもお手伝いいたします。各市の広報で希望のものをゲットしたい方は、電話 049-269-6450 へご連絡ください。

www.ficcc.jp/living/

● 6カ国版の生活ガイドを掲載しています